# 沖縄県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

# (趣旨)

第1条 知事は、物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している高齢者施設等を支援するため、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(以下「制度要綱」という。)」(令和5年11月29日府地創第327号)に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、介護サービス事業所・施設を運営する法人等に対し、予算の範囲内において沖縄県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、制度要綱及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象事業者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、令和7年3月31日現在(以下「基準日」という。)において別表の第2欄に掲げる介護サービスを提供している事業所・施設で、沖縄県内に所在する者とする。なお、基準日において、休止又は廃止している事業者は対象とはならない。
- 2 この要綱において「利用定員」とは、基準日時点のものとする。

# (補助対象経費等)

- 第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和6年度中のエネルギー・食料品等価格の高騰分に要する費用とする。ただし、 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
- 2 補助金の基準額は、別表第4欄のとおりとする。

#### (補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表の第3欄に定める補助対象経費額(消費税及び地方消費税額分を除く。)から本事業の対象経費にかかる市町村等補助分を控除した額と同表の第4欄に定める基準額を比較して少ない方の額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### (交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金精算交付申請書(様式1)に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。
- 2 前項の補助金精算交付申請書には、次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。

総括表(別表1)

事業所・施設別申請額一覧(別表2)

事業所・施設別個票(別表3)

その他知事が必要と認める書類

3 複数の介護サービス事業所等を有する補助事業者は、原則として補助対象とな

る全ての事業所・施設の申請額を取りまとめて、一括して知事に交付申請するものとする。

### (交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書により、当該申請をした者に補助金の 交付決定額を通知する。

### (交付条件)

第7条 この補助金にかかる補助金の交付と補助対象経費を重複して受ける補助金 等がある場合、その補助金等を控除して申請することとし、補助対象経費となる 額を超えて補助を受けてはならない。

### (実績報告)

第8条 本事業における実績報告は、第5条に定める補助金精算交付申請書(様式 1)をもって代えるものとする。

#### (補助金の額の確定)

- 第9条 補助金の額の確定は、第6条をもって代えるものとし、これをもって補助 決定額の確定とする。確定通知は、同条に定める補助金交付決定通知書をもって 代えるものとする。
- 2 知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

#### (補助金の支払)

第 10 条 知事は、前条の額の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### (交付申請の取り下げ)

- 第 11 条 補助事業者は、第 6 条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20 日以内に、その旨を記載した補助金交付申請取下書(様式 2)を知事に提出しなければならない。
- 2 第 5 条第 1 項に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、補助 事業者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。
- 3 知事が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を 求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付 できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- 4 知事が交付決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が 補助事業者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、補助事業者の責に 帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものと みなす。

- 5 前2項の補正の期限は、補正を求めた日の翌日から起算し5開庁日後とする。
- 6 知事は、第3項又は第4項の規定に基づき、申請が取り下げられたものとみな したことについて、申請者へその旨を通知する。

# (交付決定の取消し等)

第 12 条 知事は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決 定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

補助事業者が、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しく は指示に違反した場合

補助事業者が、提出書類に虚偽の記載があった場合及び誓約事項に反した場合

補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象経費の全部又は一部が生 じなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、 その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の返還及び前項の加算金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から 起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金 額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算し た延滞金を徴するものとする。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延 滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定 した後においても適用があるものとする。

### (補助金の経理)

- 第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、 当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の 額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた 日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類については交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

# (検査及び報告)

第 14 条 知事は、補助金の適正な執行の確保のため、必要に応じて補助事業者に対して、検査、報告、その他必要な措置(以下「検査等」という。)を求めることができる。

### (受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

### (暴力団の排除)

第16条 次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

自己又は自社の役員等(役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。)が、次のいずれかに該当するもの。

- ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 以下同じ。)又は暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)関係者
- イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体 又は個人

### (その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに補助を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

### 別表

<u> </u>			
区分	対象事業所・施設種別	補助対象経費	基準額
(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)	(第4欄)
入所系サー	介護老人福祉施設	令和4年度と比	利用定員
ビス事業所、	地域密着型介護老人福祉施設	較して令和6年	49 人以下
短期入所生	介護老人保健施設	度中に高騰した	84 万円
活介護等、短	介護医療院	エネルギー・食	
期入所生活	認知症対応型共同生活介護事業所	料品価格等分に	50 人以上 89 人以
介護事業所	短期入所生活介護事業所	対する費用額	下
及び多機能	短期入所療養介護事業所	(ただし、消費	160 万円
事業所	小規模多機能型居宅介護事業所	税及び地方消費	
	看護小規模多機能型居宅介護事業	税額分を除く。)	90 人以上
	所	から、本事業の	320 万円
	特定施設入居者生活介護事業所	対象経費にかか	
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業	る市町村等補助	
	所	分を控除した額	
	有料老人ホーム		
	養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	サービス付き高齢者向け住宅		
通所系サー	通所介護事業所		28 万円
ビス事業所	地域密着型通所介護事業所		
	認知症対応型通所介護事業所		
	通所リハビリテーション事業所		
訪問及が相			11 万円
	訪問入浴介護事業所		, , , , , , ,
ス事業所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
ハチ木川	事業所		
	ず来が 夜間対応型訪問介護事業所		
	訪問看護事業所		
	訪問リハビリテーション事業所		
	居宅介護支援事業所		
	福祉用具貸与(福祉用具販売)事業		
	所		
	[77]		

- 1 対象事業所・施設等について、令和7年3月31日(基準日)時点で指定等を受けているものであり、また、今後も事業を継続する意思のある事業所で、申請時において休止・廃止しているものは含まない。
- 2 区分に掲げる事業所は、介護保険法及び老人福祉法に定める事業所が対象であり、保健医療機関における医療みなし事業所は含まない。また、以下のサービスについては、次のとおり取扱う。
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定 を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・福祉用具貸与事業所は、福祉用具販売と両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所と、訪問型は訪問介護事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- 3 補助金の交付額は、本表の第3欄に定める補助対象経費額(消費税及び地方 消費税額分を除く。)から本事業の対象経費にかかる市町村等補助分等を控除 した額と同表の第4欄に定める基準額を比較して少ない方の額とする。

ただし、算定した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。